

発行所〓社会通信社 発行人〓滝野 忠

ホームページ <http://shakaitsushin.cool.coocan.jp/> e-mail: shakaitsushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八―二九〇四 電話・FAX(03)3299―5367

郵便振替〓〇〇一〇〇―九一五八四三一 労金〓中央労金本店No.1154163

〈もくじ〉

■巻頭言■

ウクライナ戦争と世界(一)

はじめに

伊勢 太郎：2

あきらめず原則的に、柔軟に、したたかに！ 本村 充：3

―「使用者」の「やり得」許すな！―

今こそ非武装中立を！ 稲村 守：7

9条改憲阻止にたちあがろう！

寺島実郎氏のあきれた主張 原野人：8

―国会議員数は過多か過少か？―

この30年の歴史をふり返る 編集部：9

―参院選総括―

読者からのおたより ……………12

本の紹介 原野人著『牙を抜かれたマルクス主義 ……9

―斎藤幸平とマルクス・向坂・資本論―

刊旬 社会通信

NO.1365

二〇二二年八月一日号

二〇二二年八月一日発行
(毎月一日・二五日二回発行)

ウクライナ戦争と世界（一）

はじめに

エンゲルスの予見

ヨーロッパ大陸のどまん中で戦争が始まり（2月24日）、5ヶ月になる。わけ知り顔の有識者（学者・評論家・官僚・金融人）は「社会主義が「終焉」し、現代世界（資本主義社会）は経済的結びつきを深めている。いまなぜ「古典」的、あまりにも古典的帝国主義戦争か」と頭をかかえている。彼らは、社会主義の世界体制の崩壊が、資本主義諸国間の対立と抗争、矛盾をばげしくし、戦争をおこしたという弁証法が理解できない。

同じことが19世紀から20世紀はじめにあった。封建的分権的国家としてあったイタリア、ドイツ等のヨーロッパ諸国は、生産力の発展を基礎に民族国家建設、兵器の発達が戦争を「不可能」とするとの風説がまき散らかされた。これに対し、マルクス亡きあと（1883年）「生産力、国際通商の発展は戦争をもっとでかい規模にする」と世界大戦の可能性を予見したのがエンゲルスだった。

二つの世界大戦

バルカン半島は民族のるつぼ。ソ連崩壊後はさらに拡大であった。セルビアの民族主義者がオーストリアの皇位継承者夫妻を暗殺（1914年6月）したのをきっかけに第一次世界大戦が始まる。戦争はドイツ・オーストリアⅡハンガリ、オスマン帝国の同盟国と英・仏・伊・ロの連合国のたたかいとなった。この戦争は19世紀の世界「秩序」を変えた。資本主義国の覇者を英国から米国にした。もう一つは社会主義革命と、社会主義国ソビエト誕生と発展である。

その後の歴史はだれもが知っている。おくれて発達した資本主義国の独・伊・日と、ふるい資本主義国の英・仏・米、さらに搾取なき社会への地平を切り拓いたソ連との対立と抗争と第二次世界大戦である。ファシズム、ブルジョア民主主義、プロレタリア民主主義の階級闘争が第二次大戦だった。

第二次世界大戦とその後の社会主義世界体制の成立は、20世紀を社会主義の時代とした。第二次世界大戦前後の歴史はこうである。1920年代後半から30年代、ソ連は新経済政策（ネップ）の成果を基礎に第1次5ヶ年計画を超過達成した。資本主義世界を大恐慌がおおった。社会主義が歴史の後継者となった。マルクス・エンゲルスの唯物論的歴史観（唯物史観）の勝利である。

おくれて発達した独・伊・日はファシズムの勢力が国家権力をにぎる。腐敗と反動（ファシズム）、改革と改良（民主主義）、進歩と革命（社会主義）の3つの世界観が対立・抗争し、戦争となったのが第二次世界大戦である。第二次世界大戦はファシズム対民主主義・社会主義の階級闘争であった。日本は無条件降伏した。世界の階級闘争が日本国憲法の平和主義の前文、9条、国民主権、基本的人権をつくった。階級闘争こそが歴史の機関車だ。ソ連崩壊は唯物史観Ⅱ階級闘争史観を弱め「改良こそが進歩」の道と参加と提言、改革を呼びかける。下からのたたかいこそが改革、革命の力

である。革命的闘争が改革を実現する。

社会民主主義、あるいは民主社会主義は私有財産を第一におく。私有財産制度の廃棄を唱える社会主義に背を向け、敵対する。資本家以上に「反社会主義」となる。会社第一、労資協調を原理とする労働組合の連合が、日本共産党を敵視し、共産党と共闘し自民党をやつける、野党の「反・非自民」戦線構築に反対し、自民党を助ける動きを強めていることにあらわれる。

連合は資本家と労働者はお友だちパートナー、みんな「働く」お仲間だ。独占資本家たちのお仲間クラブ経済同友会は、「生活者共創社会の実現」をテーマに掲げる。連合のビジョンと違いはない。賃金が上がれば資本のもうけは減る。

これは客観的法則である。資本をお友達とする連合は賃上げをたたかわない。生産性向上で企業に尽くそうと労働者の尻をたたく。賃金は上がるわけではない。賃金を上げるには、連合を壊体するしかない。連合の奴隷からの解放が当面の任務である。

戦争の原因は資本主義

本題に戻る。ヨーロッパ大陸のどまん中で、なぜ戦争が起きたのか。友愛主義者・平和主義者たちは世界は戦争のない国際協調の時代に向かっていったのに、古典的な戦争が起きるとは、とびつくり仰天を隠さない。さらに、戦争は止めようと努力すれば止められた、情勢は激化していたけれど、戦争は必至ではなかったと。これは戦争のたびに発せられる決まり文句だ。戦争は善意で止めることはできない。歴史が物語る。

なぜ戦争が起きたのか、現代社会も資本主義社会であるからだ。資本主義社会の根本原理は競争である。競争とは生存の闘争、生存のための戦争だ。資本主義社会であるかぎり、戦争はなくなることはない。くり返す、戦争の原因は資本主義という社会の仕組みにある。資本主義に代わる社会主義を世界の体制にしないかぎり戦争はなくなることはない、戦争をなくす根本原則である。

以下、『ウクライナ戦争と世界』と題し、「Ⅰ」なぜ戦争、「Ⅱ」21世紀 世界情勢、「Ⅲ」戦争 ロシアのウクライナ侵攻、「Ⅳ」NATOの東進、「Ⅴ」制裁―作用と反作用、「Ⅵ」日本と戦争、「Ⅶ」長引く戦争、「Ⅷ」課題について、問題意識を簡潔に記したい。

(伊勢 太郎・つづく)

あきらめず原則的に、柔軟に、したたかに

―「使用者」の「やり得」許すな！―

労働契約上の「雇用主」が使用者として固定する概念が独り歩きして、その範疇から外れる「使用者」が、その責任を果たさない事例が、横行している。厚顔無恥、自分に関係ないかのような顔をして労働者搾取の最前列の裏側で采配を振るっている輩である。今回は、労働法の観点から、「使用者性」について考えてみたい。

使用者性とは何か

「労働法」の観点からは、「労働基準法」が基本となる。労働基準法では、「使用者」を次のように定義している。

「第10条 この法律で使用者とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の

労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう」。

この第10条で規定する使用者とは、「労働基準法各条の義務についての履行の責任者をいい、その認定は部長、課長等の形式にとらわれることなく各事業において、各条の義務について実質的に一定の権限を与えられているか否かによるが、かかる権限が与えられておらず、単に上司の命令の伝達者にすぎぬ場合は使用者とはみなされないこと。」（昭和22年9月13日発基17号）とされている。

労働者を雇用して事業を行う事業主はもとより、「その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者」が含まれるとしている。具体的には、取締役・労働担当者・人事担当者・工場長等が該当する。しかし、労働担当者・人事担当者・工場長などは、労働者の立場にもなりうる場合もあり、実体で判断される。

「使用者」を「事業主」より広義にとらえるのは、現実の行為をした者の責任を問うことで法の実効性を確保するためである。そのために両罰規定（第121条）が設けられている。

「第121条 1、この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主（事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その代表者）を事業主とする。次項において同じ。）が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

2、事業主が違反の計画を知りその防止に必要な措置を講じなかった場合、違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかった場合又は違反を教唆した場合においては、事業主も行為者として罰する」。

このように、現実の行為者だけでなく事業主（事業を経営する人や団体）にも同法違反の責任が及ぶ仕組みとなっているのである。

他の「労働法」ではどうか

労基法以外の「使用者」の定義はどうか。安全衛生法では、「事業者」という言葉を使っている。「第2条3項3事業者 事業を行う者で、労働者を使用するものをいう」。事業者が法人の場合は法人そのもの、個人の場合は事業主としている。労安法における事業者の義務は、「第3条 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。」ということである。

労働契約法では、次のような定義である。「第2条2項2 この法律において使用者とは、その使用する労働者に対して賃金を支払う者をいう」。この「使用者」について、厚労省は次のように解説している。「法第2条第2項の『使用者』とは、『労働者』と相対する労働契約の締結当事者であり、『その使用する労働者に対して賃金を支払う者』をいうものです。したがって、個人企業の場合はその企業主個人を、会社

その他の法人組織の場合はその法人そのものをいうものです。これは、労働基準法第10条の『事業主』に相当するものであり、同条の『使用者』より狭い概念です」。

そして使用者義務は「第5条 使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」とあくまでも「配慮義務」の範囲である。

「労働組合法」では、別の角度からの視点となる。労組法第7条「不当労働行為」に絡んでくる。ここでは、「朝日放送事件最高裁判平成7年2月28日第三小法廷判決」が、「使用者」性のベースとなっている。次のようなものである。

「一般に使用者とは『労働契約上の雇用主』をいうとしつつも、『労組法7条が団結権の侵害に当たる一定の行為を不当労働行為として排除、是正して正常な労使関係を回復することを目的としていること』にかんがみ、『雇用主以外の事業主であつても、雇用主から労働者の派遣を受けて自己の業務に従事させ、その労働者の基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある場合には、その限りにおいて、右事業主は同条の『使用者』に当たるものと解するのが相当である」。

このように労組法では、「使用者」の定義を、かなり広義に解釈している。しかし、これは、不当労働行為制度が、労働契約上の責任を追及するものではなく、あくまでも、団結権の擁護を目的とする集団的労働関係上の制度であることが再認識され、「使用者」を雇用主に限定するということが見直されたにすぎない。

「使用者」をめぐる問題点

1、「労働契約」とは、使用者と労働者の間に使用従属の関係が存することを要素とした契約概念である。その内容は、賃金、労働時間、休日、休暇等労働条件のすべてに及ぶ。労働契約上の「使用者」とは、通常は、労働者を雇ったもの（企業）とされる。労契法2条2項では、その使用する労働者に対して賃金を支払うものという定義されている。つまり、労働者が労働力を提供し、その「対価」として賃金を支払う「契約」を取り交わした事業者等が「使用者」とされている。使用者は、労働者に対し、賃金支払い義務ばかりではなく、労働基準法等の関係法令を遵守する義務を負う。

2、問題は、請負や派遣、親会社、グループ企業など複数の企業がかかわりあう労働関係においては、だれが労働契約上の「使用者」としての義務を負うのかということである。つまり明示的に労働契約を締結していなくても、「黙示の労働契約（請負や派遣などの社外労働者受入れや親会社など労働関係に複数の企業が関与する場合）は、労働契約上の使用者としての義務を負う」の成立が認められる場合、あるいは「法人格否定の法理（親会社が子会社を一事業部門として完全に支配しているなど、子会社の法人格が完全に形骸化していると評価される場合や、親会社が違法な目的で子会社の法人格を利用している場合には、『法人格否認の法理』を適用して、子会社の法人格を否認することにより、親会社に対して未払賃金や退職金の支払いなど、労働契約上の責任を負わせる）」により、派遣先会社や親会社に対して労働契約上の「使用者」としての責任が認められることがあるとされている。しかし判例はこれらの法

理の適用に慎重な態度をとっている。

3、請負や労働者派遣により、労働者が他の企業に派遣されて就労している場合に、派遣先の企業を使用者とする黙示の労働契約が成立しているか否かの判断要素は次の通りとされている。

- ・採用への関与。
- ・作業場の指揮命令や出退勤の管理。
- ・賃金の決定。
- ・配置・懲戒・解雇権等の権限。

4、労基法上の、規制について責任を負う「使用者」とは、現実に労基法の規制事項について権限と責任を有し使用者として行為するものである。労働契約の当事者としての「使用者」とは異なる。先に述べたように、使用者を広義に定義し、実行為者と法人としての企業双方に責任を負わせている。この労基法上の「使用者」の定義が、あくまでも基本である。

5、労働組合的には、使用者を、「雇用契約」上の関係だけを問題とするのではなく、実態、労働法全般に照らし合わせて、「使用者責任」はどうかという点を、あらゆる角度から追及していく視点が重要である。

6、そのために、会社の全容をつかむ必要がある。その時、大きな役割を果たすのが、会社の「登記簿謄本」である。そこには、どのような名前の会社なのか、事業目的や、事務所の場所、役員は誰なのか、資本金など、重要な情報が記載されている。法務局（地方法務局、支局）で取り扱っている。（有料）。これは、会社の責任追及に向けて重要な武器になる。

現場の「使用者」との対峙が次の闘いへの教訓に

きわめて個人的な問題となるが、「ユニオンネットお互いさま」という労働組合に加入し、労働相談員として活動の一端を担わせて頂いている。この活動の基礎となっているのが、国労書記であった現役時代に、「全国一般労働組合」の活動を10年ぐらい経験したことだ。相談者である労働者の朝早い時間の団交や、逆に業務終了後の団交なども行い、明け方近くまでかかった経験などもした。その他、労働委員会、裁判での攻防、「賃金確保」に向けた抵抗権設定、抗議行動等、貴重な経験を積むことができた。当時の国労は、まだ組合員が多く、「戦闘的」ではあったが、しかし、「企業内」の域にとどまっていた感は、いまだにぬぐえない。

それは、私自身の個人的な感覚かもしれないが、そこからの脱却が私自身の課題であつたことも確かである。そしてそれを具体的に追求し、経験、検証したからこそ今がある。「国労」だけにとどまっていたのでは、絶対につかめない感覚である。これらの活動の中で私自身がかんだことは、たとえ困難に見えるような状況や、自分が経験したことがないことでも、けっして「逃げないこと」である。もちろん失敗や負けることもある。しかしその中にこそ貴重な教訓が含まれているのである。

あきらめず、原則的に、柔軟に、したたかに……。 （労者研事務局長 本村 充）

今こそ非武装中立を！

9 条改憲阻止にたちあがろう！

▽参院選＝立憲野党で社民党とれいわ新選組のみが得票増加

▽社民党…近畿で滋賀のみが2%クリアで、得票率近畿トップ！

▽与党計19万の増加だけで、9条改憲や原発推進が信任された訳ではない

▽安倍元首相が元自衛官に自民党に巣食うカルト教団への恨みで銃殺された

▽自民党に選挙の自由・民主主義やテロ反対など叫ぶ権利はない！

参院選 労働運動の沈滞化

参院選が7月10日に終わった。与党圧勝だから、審判は下ったのだから9条改憲や原発推進はOKだとの与党やマスコミの大合唱だが、自民は比例区で54万票増のみで、公明の35万減と相殺すると19万票増のみで、政党要件をかけて闘った社民党の21万票増にも及ばない。決して与党の公約が信任された訳ではない。

日本共産党87万、立憲民主党115万、国民民主党32万減は確かに深刻だが、日本共産党は組織の高齢化（これは公明もそうらしい）と自衛隊活用論などの政策・路線の動揺・保守化、コロナもあつて大衆運動低下が促進されてきたこと、3党共通の全労連・連合問わず、労働運動の沈滞化などが原因であろう。立憲野党で社民とれいわのみが増したが、れいわは4万増に留まり、東京選挙区での辛勝に見られるように、かつての勢いは止まった感がある。

選挙区の勝利はよくぞ大阪・兵庫・神奈川での4人とどめたが、比例区294万増の維新である。そして参政党177万、N党125万が事実上新規参入して比例区で得票した。投票率アップで比例区約300万増加し、3野党の減票を回してくると、「諸派」の増加、与党の微増などで、加除計算が合ってくる。維新は「コロナのおかげ」で大阪府知事や市長が頻繁にテレビ出演し、元大阪知事市長のおなじくそれがあり、右翼小政党はインターネットフル活用で大躍進した。客観的には、自民補完勢力が維新で、維新を補完するのがN党・参政党というご丁寧さである。

社民党は21万増やして2%の政党要件クリアを果たしたが、某SNSの表現によると、新社会党の「友情出演」や琉球・信州社民党の伝統的底力で、その一命をとりとめた感がある。共産党以外にも日本の国会議席に合法左翼・革新政党が存続することとなった。しかし、ただ存命しているだけでは意味がない。

ウクライナ戦争の分析にあらわれているように、今こそ非武装中立を、と原点を鮮明に打ち出し、自衛隊活用論などで混乱する左翼・革新陣営に活を入れて、自公維の改憲の先頭に立って反撃し闘わねばならない。野党共闘に気を使いすぎて、専守防衛論批判など、「今こそ非武装永世中立を！」の訴え・理論展開の手控えがあつたが、これは私たちの自己批判でもある。

〈39年たつても何ら民主化されない京都地検・府警本部・自民党〉

参院選投票日直前に、安倍晋三元首相は奈良で統一教会の流れをくむカルト教団…霊感商法で家庭崩壊をもたらす集団に、恨みを晴らすための元自衛官から銃殺された。自民党も、今回政党要件獲得した極右政党も、この教団がスポンサーのようだ。言わ

ずもがなだが自民党は民主主義…特に公正・自由な選挙活動など語る資格はない。

野中広務の弟の京都府旧園部町長選での小生の経験だが、自民党の「ハト派」とか言われたあの野中一派でさえこんな反民主主義的な、暴力そのもので選挙運動をつぶし、京都地検がこちらが京都府警本部に出した告訴・告発状を2年間握りつぶし、たなざらしにしておいて、暴行傷害は向こうのけがをでっちあげて相殺にして(稲村を襲撃した巨漢が翌日腕に包帯をぐるぐる巻いて稲村を訪ねてこちらの当時、日本社会党京都船井総支部長でもあった社共革新統一候補の選挙事務所を訪問してきた。)、相殺できない家宅不法侵入(こちらの選挙事務所への)の時効…2年たつて不起訴にしてきた。ましてや安倍派においておやである。野中後継者のやっている自民党(京都府連も全国組織も)や、京都地検・京都府警は連帯ユニオン関西地区生コン支部への不当弾圧のように、39年たつても組織も中身も全く一緒である。

※『社会通信』1983年6月1日発行No.196号(左記アドレス 12〜13頁)参照
<http://shakatsushin.cool.coocan.jp/mokuj/0196-19830601.pdf>

(2022年7月13日 稲村守)

寺島実郎氏のあきれた主張

― 国会議員数は過多か過少か? ―

多摩大学はわが西洋長屋の目と鼻の先にある。その学長は寺島実郎氏である。氏は独占資本の実業界からも覚えめでたいらしく、三井物産戦略研究所会長、日本総合研究所理事長もしておられる。日曜日のTBSテレビ「サンデーモーニング」では恰幅の良い姿を見せ、それなりの見識も見せる。

氏の10年来の主張の特に許しがたいのは、日本の財政問題の基本に国会議員数が多すぎるとする。6月26日の同放送では、改めて日本の国会議員数は3割減らすべき、アメリカの上下院議員数534名に比べ、日本の衆参両院議員数717名は、200人多すぎる。氏の計算によると、年一人当たり歳費等々(*)で国は2億円かけているから、200人減らせば年400億円を節減することができる、と主張した。御自分が高報酬を得ているためか、議員の定数ではなく2億円の報酬等経費の大幅切り下げ(5千万円や、せめて1億円への)などは考えられないらしい。1億円に半減すれば、717億円を節減できる。

(※政党助成金や列車グリーン乗車券代、航空券代等も含めるのは当然として)

寺島氏によれば、アメリカこそが手本とすべき民主主義の国である。しかし実像を見ると人口比で議席が少なすぎて、多くの人々の意思が国政に反映されにくい。

例えば米国の青年の中には社会主義者が急増している。政党・政治団体DSA(アメリカの民主的社会主義者)が、16年時点で5千人だったものが、20年には6万人となっている。米調査会社ギャラップの世論調査(18年)によると、18〜29歳で社会主義を肯定的に見る割合は51%に上り、資本主義の45%を上回る。65歳以上では60%が資本主義、28%が社会主義というのとは対照的である。

しかしDSAなど社会主義者の国会議員を一人すら生むこともできない。せいぜい上院議員選や大統領選で民主党所属の社民主義者サンダースを支援する程度の政治参

加である。

この国では西部劇時代の銃保有がいまだにまかり通っている。銃乱射事件が何度繰り返され、何人の少年少女や青年の命が奪われようとも、圧倒的多数の労働者国民の意思が無視され、銃を生産する大資本の意思が尊重されている。

青年をはじめ労働者や社会主義者の代表が国会議員を勝ち取ることができない理由は、国会議員の定数があまりにも過少であることと悪しき選挙制度にある。

長い闘いの中で資本主義的民主主義を拡充してきた諸国と比較してみよう。人口百万人あたり両院議員数をみると、イギリスでは22・48人。フランスでは14・01人。ドイツでは8・68人。日本では5・63人。アメリカではたったの1・69人である。(国際統計格付けセンターによる)

日本でイギリス並みの民主主義を実現するためには、両院議員数をちよūd4倍にする必要がある。年2億円の歳費等は4分の1に切り下げてもなお労働者に比べれば高すぎる。

なお下院(衆議院)議員数の同様の比較と、現行選挙制度の改革すべき点については拙著『牙を抜かれたマルクス主義』(時潮社) 202〜205頁を見られたい。

(原野人)

好評発売中!

待望の書

牙を抜かれたマルクス主義

斉藤幸平とマルクス・向坂・資本論

原野人 著

本書の主な内容 序

第1章 牙を抜かれたマルクス主義

第2章 小ブルジョアインテリの夢想

第3章 科学的社会主義は必ずよみがえる
あとがき

定価 2,200円+税

▼注文はもよりの書店へ

▼10冊以上の注文は時潮社へ

1冊税込みで 2,200円(+送料)

時潮社 東京都板橋区前野町 4-62-15

TEL (03) 5915 - 9046 FAX (03) 5970 - 4030

URL <http://www.jichosha.jp>

この30年の歴史をふり返る ――参院選総括――

連合

資本主義の基本的な矛盾とそれから生まれる副次的矛盾はふくれあがっています。賃金は連合が労働運動の4番バッターになってから、あがっておりません。連合は資本家をパートナー(親しい身内)と呼びます。資本にとってパートナー(身内)は、法人税を予算から再分配してくれる権力党(自民党)です。ですから連合にとっては何自民党もパートナー、身内にほかなりません。連合は、このような労資協調関係を日

本生産性本部の「指導」とトヨタ生産方式をモデルに、結成から30年のあいだにほぼつくり上げました。隠すことも、恥ずかしがることもなくなっていました。労資協調こそあたり前の労働運動というのです。ですから、組合官僚の頂点にある連合会長の女性は何んの迷いもなく、自民党と仲よくすることが労働者、労働組合のためになると考え、動きまわり恥じることもないのです。

労働運動発生いらい、労働運動の大きな流れは2つです。資本と仲よくして賃金・労働条件の改善をはかれるとの労資協調の流れと、資本とわれらは身分、階級が違う、対立する、賃上げ・労働条件改善は、階級闘争の流れです。日本の労資協調の流れは1920年代、今から百年前の労働運動の流れに始まります。労働問題の専門家は、この流れを「同盟」と呼びならわします。この流れに属する組合役員他の人たちは、共産主義・社会主義（科学的社会主義の考え方、組織、党）が大嫌い、資本家や保守党がヨリましとの考え方でした。この伝統を営々と受け継いでいるのが連合です。連合会長組合のJAMやUゼンセン、電力総連が中心です。ですから、自民党に平気ですり寄り仲よくしてもらおうとするのです。

臨調

二つの野党、立憲民主と国民民主をよく知るためには、前身の民主党誕生の歴史を学び、知ることが大事です。行革攻撃です。1981年代中曽根臨時行政調査会から、1992年の民間政治臨調（政治改革推進協議会）、1999年の21世紀臨調（新しい日本をつくる国民会議）の歴史です。

財界・独占資本は階級的で、労働者という階級を恐れています。彼らが恐れるのは労働者の階級の本能とその数です。ぼくの知り合いにも、「君たちと僕たちは世界が違う」と、冷たい放つ、支配階級の階級の本能をいやというほど知らされることがあります。労働者は人が「良い」のです。

こうした歴史のなかで、16年と19年の参院選、昨年（21年）10月の総選挙の「はじめの一步」、反・非自民の共闘への飛躍が、「共産主義は民主主義の敵（反民主主義）」の考え方がメディア（読売・産経は右翼、朝日・東京は人道主義）で宣伝、扇動され、哲学ない立憲民主党は右からの非難、攻撃に負けたのです。立憲民主党の分裂です。民主党は総支配勢力によって保守2党の一端を「担う」保守党としてつくられたのです。具体的にはこうです。民主は総支配階級（政Ⅱ自民、官Ⅱ官僚、財Ⅱ独占資本、学Ⅱ学界、労Ⅱ連合、メディアⅡ新聞・TV・言論人）が、資本主義体制の「危機」を脱するためには、憲法の前文（平和条項）、9条の砦である日本社会党、総評労働運動をつぶし、階級的なものの見方・考え方を労使一体、階級協調に転換させなければならぬとのすさまじい階級的な攻撃であったのです。

行革

行革は公務員労働者攻撃です。支配階級は公務員労働者にスト権に象徴される労働3権をゆるしません。それは彼らの数（地方公務員、国家公務員、教育労働者等）が多く、全国の都市、自治体の中心部で広く労働者とともに働き生活しています。彼らはインテリ労働者です。彼らの団結力、高い知識と文化の水準は、地域に地域の労働者に波及します。資本家どもはそれを恐れるのです。数を減らす攻撃が人員削減、省

庁再編、下請化・民間委託です。非正規労働者がウンとふやされました。階級的労働運動を弱め、労働者階級の内に対立をつくり出すためにです。

行革は階級的労働運動つぶし、具体的には3公社5現業の民営化そして分割です。階級的労働運動の中心は80年代国鉄、郵政、電電公社でした。この部隊を無力化すれば総評は弱くなる、総評に支えられる社会党は無力化できるというわけです。こうして、1980年代に①国鉄分割民営化、②労働戦線の右翼的再編成、③政治腐敗の原因は中選挙区制度とのデマによる、小選挙区制導入による政界再編成です。階級的労働運動、社会主義政党を根絶しにし、保守2党制的政治を目ざしたのです。

連合と野党

参院選は3年ごと選挙区74、比例区50の議席をめぐりたたかわれます。選挙区の74の約半数の32が1人区です。増長し、わがもの顔にふるまう自民をへこますには、「半」「非」「反」自民の野党が、まず32の1人区で力を合わせたたかう他ありません。これに反対するのが連合です。連合の労資協調路線は、資本の搾取より共産主義を敵とし、労働者が統一してたたかうことを妨げます。日本の右翼的労働運動の第二次世界大戦前からの特徴です。

昨年10月総選挙では16年、19年の参議院の教訓を引き継いで小選挙区すべてが自民党との一騎打ちになりました。「敗け」を正しく反省し、ともにたたかう「はじめの一步」の始まりでした。結果はだれもが知っています。保守メディアは共産党との共闘が原因とドラ声張り上げました。ドラ声は伝染し、メディアの反共宣伝が始まります。共産主義、共産党大嫌いな連合は支援する立憲民主に共産と一緒にたたかうことをやめろ、でなければ支援しないと圧力をかけます。立憲民主党の多くは労働者階級出身ではなく、インテリ階級の弁護士、タレント、官僚といった階層の人々です。彼らはこの階級の特徴として組織と規律を好みません。個人の自由強調です。多くは出世主義者です。バッチを付け続けるために流れ流れて恥とすることはありません。

安倍さん銃撃

メディアは毎日、世論調査を発表し、選挙の流れをつくりまします。自民支持率は高く、野党は低い、と。参院選直前の状況です。「立憲、共産の勝ちはない」、「自民がどれだけ勝つか」に絞り込まれていったのです。投票日の2日前、安倍元首相暗殺事件勃発です。テロは許せません。安倍さんが狙われたわけは安倍さんの長い政治に根ざしているようです。

政・財・官・労・学・マスコミが支援・支持する日本生産性本部は、またぞろ「臨調」を再組織しました。6月20日です。名は令和臨調（令和国民会議）です。中心メンバーは日本生産性本部会長の茂木友三郎、学界総代で臨調の歴史を知る佐々木毅元東大学長、独占資本の仲良しクラブ経済同友会の代表幹事、官僚上がりで政界、財界を渡り歩くJ P社長といったメンバーです。なぜいま臨調か、わけはハッキリしています。臨調（臨調行政調査会）をやればやるほど矛盾が深まるからです。それが資本主義の発達、つまり資本蓄積の法則です。令和臨調は、コロナは日本社会の矛盾を表に出した、「自由民主政の『メッキ剥げた』と分析し、「党派を超え民主政を守ろう」と呼

びかけます。ここにあるように、民主政（民主主義）の危機をつくっているのは「自由民主主義」に他ならないのです。令和臨調の目的は、「党派を超えて民主政を守ろう」、なんのことはない、ふるくからの挙国一致、大政翼賛、産業報国への露骨な呼びかけに他なりません。民主主義を壊しているのは、まさに資本家の民主主義です。とり違えてはいけません。総資本に群れる連中がそう言っているのです。安倍銃殺の原因は安倍さん自身がつくっていたことをです。

原因さぐる

「出口調査」ほど興味を削ぐ取り組みはありません。TV・ラジオは「8時になりました。投票が〆切られました。出口調査、独自調査の結果が示すのは」と議席予測を流します。開票の楽しみはありません。

翌日（7月11日）の各紙のみだしは、①朝日「自民改選過半数 1人区野党4勝28敗 改憲4党3分の2超す」、②東京「自民大勝 改選過半数 改憲勢力3分の2維持」、③読売「与党大勝 改選過半数 自民1人区28勝4敗、立民改選割れ、維新伸長」、④日経は2面に「野党 遠い『受け皿』」と大書しています。

さびしく、悲しい結果は述べきたった歴史を映し出したものに他なりません。選挙に勝つためには我々流の社会をつくるためには、まずこの30余年の歴史を学び直し、「敗け」の原因をさぐるからこそ始まります。資本主義の矛盾はデカク、激しくなっています。戦争と財政、投機、物価高と、インフレ、社会保障と財政と生活苦……とどまるところを知らぬ「合理化」と生活苦。世界に大きな変化が起きているではありませんか。眠っている間もないのがこれからの世の動きです。（編集部）

◇読者からのおたより◇

組合員総合意識調査 2022年7月12日發文176 組合員総合意識調査の実施について：毎回、取り組んでいます。組合員の意識現状を把握することは大事ですが、「いまの（崩壊した）意識現状にあわせた運動方針をつくるために活用する」のであれば危険です。

なぜここまで組合員の政治意識が崩壊してしまったのか？「資本主義の枠内で、なんとかしている」という発想が、意識崩壊を招いたそもその原因です。「資本主義では労働者の生活改善も平和も環境も守れない」という基本認識に立ち返り、「今の社会のどこに問題点があるのか」「私たちは、どんな社会・経済システムをめざすのか」「そのために、どんな組合員教育を取り組むのか」といった明確な方針の上で調査結果を分析する、という基本姿勢が労働組合には求められていると思います。（7月12日 しれとこたろう）

「軍備の拡大は戦争への道」 今回（7月1日）の思い出の郵便ポストは、新潟県上越市寺町の道路脇の丸型郵便ポストです。参議院選挙が公示され、岸田総理は軍備拡大の道を進んでいます。

「軍備の拡大は戦争への道」です。前号にも書きましたが、ウクライナ侵攻に託けて再び「戦争」への道を進もうとしています。「戦争」への道を許す訳にはいきません。（長野県飯綱町 山浦隆芳）
危ない道へひた走る日本 武蔵野は今 雨が降っています。毎日の散歩で 何かしら撮影しておりますが 今日はこの様な花を見かけました。シロタエギクと言います。

安倍事件の結末は色いろな意味で 日本の行く末が危ない道へひた走る 引き金になりそうです…。

（7月12日 東京・武蔵野 兼子千栄子）